



ラムサール条約 COP9 文書1 改2

湿地条約（ラムサール，イラン，1971） 第9 回締約国会議

『湿地と水：生きとし生けるものをはぐぐみ，
暮らしををささえ。』

“*Wetlands and water: supporting life, sustaining livelihoods*”

ウガンダ共和国カンパラ，2005 年 11 月 8 – 15 日

議事日程案

- I 開会
- II 一般演説
- III 議題案の採択
- IV 手続規則の採択
- V 議長および副議長の選出，および議長挨拶
- VI 資格審査委員会および他の委員会の任命
- VII オブザーバーの承認
- VIII 常設委員会議長の報告
- IX 科学技術検討委員会議長の報告
- X 事務局長の報告ならびに地球規模での条約の実施状況の概観
- XI 前回締約国会議の決議および勧告により提起された懸案事項
- XII 条約の 2003-2008 年の戦略計画の進捗状況
- XIII 条約の 2006-2008 年の事業計画
- XIV 財政報告および 2006-2008 年の予算提案
- XV 締約国ならびに常設委員会より提案された決議案と勧告案の検討
技術会合：貧困の緩和 (alleviating poverty) と人々の福利 (human well-being) の向上における湿地の賢明な保全管理の役割
- XVI 資格審査委員会の報告
- XVII 条約の運営ならびに実施にかかる決定と勧告の報告
- XVIII 技術会合からの報告と勧告
- XIX 決議と勧告の採択
- XX 常設委員会メンバー国の選出
- XXI 次回締約国会議の日取りと開催地
- XXII その他の事項
- XXIII 会議報告の採択
- XXIV 閉会

2005/11/07 (月)

10:00 – 18:00 常設委員会第 32 回会合（これより、会議委員会となる）
09:00 - 18:00 参加者登録

2005/11/08 (火)

10:00 – 13:00 地域会合：地中海湿地フォーラム，アメリカ地域，アジア地域
14:30 – 17:30 地域会合：アフリカ地域，欧州地域，オセアニア地域

[訳注：事務局英語原文にはありませんが、この日も前日同様に参加者登録があると思います。]

18:00 – 21:00 開会式と歓迎の挨拶（議事 I と II を含む）
ラムサール湿地保全賞授与

2005/11/09 (水)

08:00 – 18:00 参加者登録（つづき）

10:00 – 13:00 全体会合

- III 議題案の採択
- IV 手続規則の採択
- V 議長および副議長の選出，および議長挨拶
- VI 資格審査委員会および他の委員会の任命
- VII オブザーバーの承認
- VIII 常設委員会議長の報告

13:00 – 15:00 昼食

15:00 – 18:00 全体会合

- IX 科学技術検討委員会議長の報告と決議案 I の説明
- X 事務局長の報告ならびに地球規模での条約の実施状況の概観
- XI 前回締約国会議の決議および勧告により提起された懸案事項

ウガンダにおける湿地保全と持続可能な利用に関する特別プレゼンテーション

そののち，主催国によるレセプション

2005/11/10 (木)

08:45 – 09:45 会議委員会会合

10:00 – 13:00 全体会合：条約の運営ならびに実施にかかる検討事項

- XII** 条約の 2003-2008 年の戦略計画の進捗状況
- XIII** 条約の 2006-2008 年の事業計画の紹介とはじめの一般的議論，決議案9 の説明
- XIV** 常設委員会財政部会の議長による財政報告および 2006-2008 年の予算提案
- XV** 締約国ならびに常設委員会より提案された決議案と勧告案の検討
- 13:00 – 15:00 昼食
- 15:00 – 18:00 各地域会合：条約の運営ならびに実施にかかる検討事項，および技術会合に対して準備し，また各地域の意見をとりまとめる

2005/11/11 (金)

- 08:45 – 09:45 会議委員会会合
- 10:00 – 13:00 全体会合：条約の運営ならびに実施にかかる検討事項（前日からのつづき）
- 13:00 – 15:00 昼食
- 15:00 – 18:00 全体会合：条約の運営ならびに実施にかかる検討事項（つづき）

2005/11/12 (土)

- 08:45 – 09:45 会議委員会会合
- 「ミレニアム生態系評価 *Millennium Ecosystem Assessment*」プログラムよりラムサール条約に関連する結果についての特別声明
- 10:00 – 13:00 技術会合：貧困の緩和 (alleviating poverty) と人々の福利 (human well-being) の向上に果たす湿地の賢明な保全管理の役割：統合的水資源管理への賢明な利用原則の適用
- 13:00 – 15:00 昼食
- 15:00 – 18:00 技術会合：貧困の緩和 (alleviating poverty) と人々の福利 (human well-being) の向上に果たす湿地の賢明な保全管理の役割：湿地の保全管理における文化と知識

原注：締約国会議に参加する各国大臣のために，主催国政府がこの日に大臣会談をもつ用意を進めている．技術会合ならびに大臣会談は，締約国会議からの宣言案の検討も行なう．

20:30 – 22:00 各地域会合：常設委員会に務める締約国を選出するために全体会合へ提出する推薦の合意を得る

2005/11/13 (日)

08:45 – 09:45 会議委員会会合

10:00 – 13:00 コンタクトグループ会合：解決しなければならない論点が残っている決議案について討議する

開催国主催の現地視察

2005/11/14 (月)

08:45 – 09:45 会議委員会会合

10:00 – 13:00 全体会合

XVI 資格審査委員会の報告

XVII 条約の運営ならびに実施にかかる議論の決定と勧告の報告

13:00 – 15:00 昼食

15:00 – 18:00 全体会合

XVII 条約の運営ならびに実施にかかる議論の決定と勧告の報告（つづき）

XVIII 技術会合からの報告と勧告

2005/11/15 (火)

08:45 – 09:45 会議委員会会合

10:00 – 13:00 全体会合

XIX 決議と勧告の採択

13:00 – 14:00 昼食

15:00 – 18:00 全体会合

XX 常設委員会メンバー国の選出

XXI 次回締約国会議の日取りと開催地

- XXII その他
- XXIII 会議報告の採択
- XXIV 閉会

2005/11/16 (水)

15:00 – 18:00 常設委員会第 33 回会合

議事日程の特定のいくつかについての説明：

- III 議題案の採択
会議は第9 回締約国会議文書1：議事日程案を検討して、この会合の議事日程とプログラムを採択する。
- IV 手続規則の採択
会議は第9 回締約国会議文書2：手続規則を検討して、この第9 回会議の規則を採択する。規則は前回第8 回締約国会議が採択し、そののちの常設委員会第31 回会合が提案する変更事項もここで提案される。条約条文第六条4 は『締約国全議は、会合ごとに手続規則を採択する』と定めている。
- V 議長および副議長の選出
手続規則に従い、会議は、会議委員会が作成した提案をもとに、議長および副議長を選出する。
- VI 資格審査委員会および他の委員会の任命
手続規則に従い、会議は、会議委員会が作成した提案をもとに資格審査委員会を任命する。また会議がその機能を果たすために必要と考えられるその他の委員会を設立することができる。条約の2006-2008 年の事業計画に関する委員会、財政に関する委員会、将来の締約国会議の通常会合の内容や期間に関する委員会などが考えられている。
- VII オブザーバーの承認
出席している締約国が異議を唱えない限りにおいて、国際機関・団体や国内の政府・非政府の機関・団体が締約国会議に参加する機会が与えられている（登録されたオブザーバーの一覧は会場で配布される）。
- VIII/IX 科学技術検討委員会と常設委員会の議長報告
常設委員会からは、条約の将来への課題についてこれ以前に各国へ発送された文書のまとめが報告される。科学技術検討委員会からは、同委員会の活動の概略を報告したのち、第9 回締約国会議で採択されるべく賢明な利用の追加の手引きにかかる技術的決議案（決議案1）が紹介される。

- XI 前回締約国会議の決議および勧告により提起された懸案事項
この議題では、条約の運営ならびに実施にかかる全体会合、ならびに技術会合において、どのような事項を検討しなければならないかを明らかにする。
- XV 締約国ならびに常設委員会より提案された決議案と勧告案の検討
会議文書は常設委員会第 31 回会合（2005 年 6 月）において承認される提案、ならびに締約国が提出する提案を含む。現在の手続規則には、決議と勧告の提案は第 9 回締約国会議の開会日の 60 日前（即ち 2005 年 9 月 7 日）までに提出されなければならないと定められている。この全体会合では各提案についてはじめての議論が行なわれる。それは、会議最終日に承認を得られるように案文を最終化する前にコンセンサスを探求するためである。（原注：締約国は新たな提案を会場で提出することもできる。ただしそれは次のものであること：a) 会議中の討論に起因する緊急事項；ならびに b) あらかじめ予知しえず新たに策定するもの。）
- XVI 資格審査委員会の報告
会議文書は会場で配布される。過去の場合と同様に、適切なレターヘッドの書簡紙に英語、仏語、または西語により書かれた締約国代表の信任状が資格審査委員会に届けられる必要がある。その信任状は、国あるいは政府の長、または外務大臣の署名があるもの、あるいは国際会議に代表を派遣しようとする国がその法律に則って公式に機能を与えられたものでなければならない。
- XX 常設委員会メンバー国の選出
条約の 6 地域それぞれから提出された提案に基づいて、締約国会議は第 9 回締約国会議終了時から第 10 回締約国会議終了時までの期間に常設委員会に務める国を選出する。（新しい常設委員会は第 9 回締約国会議終了ののち直ちに会合を開き、手続規則に基づいて委員会の議長と副議長を務める国を定める。ならびに財政部会や設立された場合はその他の部会メンバーとなる国を定める。）



[条約事務局HPの「Ramsar COP9 DOC. 1, rev. 2: Provisional Agenda and Programme」http://ramsar.org/cop9_doc01_e.htm（2005/07/14 掲載）の和訳 http://www.biwa.ne.jp/~nio/ramsar/cop9/cop9_agenda_j.htm，琵琶湖ラムサール研究会，2005/07/15。]